



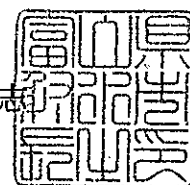
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、平成29年12月22日からその効力を生ずるものとする。

平成29年12月22日

射水市長 夏野元志



市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「黒河」字「尺目」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	黒河新	金屎	1539の1、1539の2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。